府省等又は団体名

独立行政法人 農畜産業振興機構

(単位:円)

	検査報告の掲記状況							(A) のうち	是正処理対象				是』	是正処理未済状況							
府省等 又は 団体名	年度		態様	番号	件数	件名	指摘金額 (A)	是正の方途 がないもの (B)	件数	金額 (C)=(A)-(B)	前年7月31日ま での処理済額 (D)	前年7月31日 現在の 処理未済額 (E)=(C)-(D)	既往1年間の 処理済額 (F)		処理の 種類		処理済額計 (G)=(D)+(F)	件数	未済額 (H)=(C)-(G)	今後行うべき 是正処理の方法	備考
	元号	年数		-								(E)-(U)-(D)	合計	(内訳)		l					
独立行政法人農畜産業振興機構	平成	22	補助金	399		肉骨粉適正処分対策 事業補助金が過大に 交付されていたもの	12,315,106	0	1	12,315,106			12,315,106		3	収納(補助金、保 険給付金等)	12,315,106	0	0	0	
独立行政法人 農畜産業振興機構	平成	22	補助金	400	1	酪農ヘルパー事業円 滑化対策事業の実施 に当たり、補助金によ り造成した基金が過 大に使用されていた もの	7,529,264	0	1	7,529,264			4,335,000		3	収納(補助金、保 険給付金等)	4,335,000	1	3,194,264	3 収納(補助金、保 険給付金等)	
	平成	22	年度合計		2		19,844,370	0	2	19,844,370			16,65	0,106			16,650,106	1	3,194,264		
	総合	計			2		19,844,370	0	2	19,844,370			16,65	0,106	lacksquare	\setminus	16,650,106	1	3,194,264		

独立行政法人 農畜産業振興機構

(単位:円)

															1	(単位:円)
府省等 又は 団体名				検査	を報告の掲	記状況	— 是正処理未済状況						BE 4十 4	の現状別の 年間の	是正のため執った処置	備考
	年	度	態様	番号	件数	件名					務者等の現状	債務者等 の人数等	返還	等額		
	元号	年数	יייו		11-30		件数	未済額合計	(内訳)				合計	(内訳)		
独立行政法人農畜産業振興機構	平成	22	補助金	400	1	酪農ヘルパー事業円滑化対策事業の実施 に当たり、補助金により造成した基金が過大 に使用されていたもの	1	3,194,264		1	分納中	1者	4,335,000		平成24年6月に事業主体が作成した 返還計画に基づいて酪農ヘルパー事 業円滑化対策事業に係る当該基金に 平成25年度までに返納される見込み。	
	平成	22	年度合計		1		1	3,194	,264	/		1者	4,335	5,000		
総合計					1			1 3,194,264				1者	4,335	5,000		

備考

- 1 (1)の表の「是正処理未済状況」欄に該当がある場合に作成すること。
- 2 「府省等又は団体名」、「検査報告の掲記状況」及び「是正処理未済状況(未済額合計)」の各欄は、(1)の表から転記すること。
- 3 「是正処理未済状況」、「債務者等の現状」、「債務者等の人数等」、「債務者等の現状別の既往1年間の返還等額」及び「是正のため執った処置」の各欄は、債務者等が複数である場合な ど、2種類以上の「債務者等の現状」がある場合には、債務者等の現状ごとに行を別とし、「是正処理未済状況」及び「債務者等の現状別の既往1年間の返還等額」については、債務者等の現状 ごとの内訳額を「(内訳)」欄に記載するとともに、すべての行の「府省等又は団体名」欄及び「検査報告の掲記状況」欄に記載すること。
- 4 「債務者等の現状」欄には、7月31日現在の状況について下記の選択肢から該当するものを選択すること。
 - 1分納中(既往1年間に納付された場合に限る。また、延滞金、加算金等元本に付帯する債権に充当され、元本が減少していない場合も含め、その額を備考欄に記載すること。)、2工事中 (手直し等)、3所在不明(1に該当するものを除く。)、4収監中(1に該当するものを除く。)、5係争中(1に該当するものを除く。)、6無資力(1~5に該当するものを除く。)、7その他 (具体的に「備考」欄に記載すること。)
- 5 「債務者等の人数等」欄には、債務者等の現状ごとに当該是正処理未済額における債務者等の人数等を記載すること。
- 6 「債務者等の現状別の既往1年間の返還等額」欄には、債務者等の現状別に既往1年間に国等に対し金銭をもって是正処理を行った過大交付額に係る返還額、徴収不足額に係る支払額等を記載す ること。ただし、延滞金、加算金等元本に付帯する債権に充当されたものについては本欄には含めないこと。
- 7 「是正のため執った処置」欄には、是正処理の完結していないものについて、次の事項を記載すること。
- (ア) 債権保全処置の状況及び今後の回収見込み
- (イ) 国の債権の管理等に関する法律等の規定により履行延期の特約、徴収停止等をしたものについてはその旨並びに処置年月日、根拠法令等の該当条文及び金額
- (ウ) その他是正のための処置を講じたものについては、その状況
- 8 本表は年度順(年度の古い順)に記載し、各年度の末尾に府省等又は団体別の年度合計額を記載し、全体の末尾に府省等又は団体別の総合計額を記載すること。
- 9 本表は、府省等又は団体別にそれぞれ別葉とすること。